

薬局の管理及び運営に関する事項

お客様へ

当薬局は、医薬品医療機器等法に基づく医薬品医療機器等法の情報提供を適切に行うための構造設備及び販売体制を下記の通り整備しております。尚この掲示は、医薬品医療機器等法第9条の4によって義務付けられております。

1. 許可区分: 薬局

2. 許可証の記載事項

- ・薬局開設者名: 楠本真也
- ・薬局名: かなめ薬局
- ・許可番号: A01564
- ・許可年月日: 令和6年1月1日
- ・有効期間: 6年間
- ・所在地: 奈良県天理市丹波市町 274-3

3. 薬局管理者: 氏名(薬剤師)楠本真也

4. 当該薬局に勤務する薬剤師・登録販売者の別、氏名、担当業務

- | | | | |
|------|--------|------|-------------|
| ・薬剤師 | : 西畑温代 | 担当業務 | 主に調剤、医薬品販売等 |
| ・薬剤師 | : 元塚尚子 | 担当業務 | 主に調剤、医薬品販売等 |
| ・薬剤師 | : 楠本策代 | 担当業務 | 主に調剤、医薬品販売等 |

5. 取り扱う医薬品の区分

要指導医薬品	第1類医薬品	指定第2類医薬品
第2類医薬品	第3類医薬品	

6. 勤務者の名札等による区分

- ・薬剤師は白衣を着用し「薬剤師」と書いた名札をつけています。
- ・その他の職員は「事務員」と書いた名札をつけています。

7. ①営業時間での相談対応時間及び連絡先

- ・別紙に掲示

②営業時間外での相談対応時間及び連絡先

- ・緊急時はいつでも対応いたします
- ・連絡先: 0743-63-2030(転送)

③緊急時における連絡先

- ・連絡先: 0743-63-2030(転送)

8. 営業時間外で医薬品の購入又は譲り受けの申し込みを受理する時間

- ・随時連絡を受けて対応いたします。

当薬局の行っているサービス内容について

調剤基本料に関する事項	
調剤基本料1	当薬局は調剤基本料1の施設基準に適合する薬局です。
後発医薬品調剤体制加算に関する事項	
後発医薬品調剤体制加算2	後発医薬品調剤体制加算2の施設基準(直近 3 か月の後発医薬品の数量割合 85%以上)に適合する薬局です。
調剤管理料・服薬管理指導料に関する事項	
調剤管理料	患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画(RMP)、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行った上で、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。
服薬管理指導料	患者ごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。 薬剤服用歴等を参照しつつ、患者さまの服薬状況、服薬期間中の体調の変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。 薬剤交付後においても、当該患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化等について、継続的な確認のため必要に応じて指導等を実施しています。
地域支援体制加算に関する事項	
地域支援体制加算1	当薬局は以下の基準に適合する薬局です(体制基準) ・ 1,200 品目以上の医薬品の備蓄 ・ 他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通 ・ 医療材料・衛生材料の供給体制 ・ 麻薬小売業者の免許 ・ 集中率 85%以上の場合、後発医薬品の調剤割合が 50%以上 ・ 当薬局で取り扱う医薬品に係るの情報提供に関する体制 ・ 診療所・病院・訪問看護ステーションと連携体制 ・ 保健医療・福祉サービス担当者との連携体制 ・ 在宅患者に対する薬学的管理・指導の実績(薬局あたり年 24 回以上) ・ 在宅訪問に関する届出・研修の実施・計画書の様式の整備・掲示等 ・ 医薬品医療機器情報配信サービスの登録・情報収集 ・ プレアボイド事例の把握・収集に関する取り組み ・ 副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備 ・ かかりつけ薬剤師指導料等に係る届出 ・ 管理薬剤師の実務経験(薬局勤務経験 5 年以上、同一の保険薬局に週 32 時間以上勤務かつ1年以上在籍) ・ 薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備(研修計画・受講等) ・ 患者のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制 ・ 要指導医薬品・一般用医薬品の販売(48 薬効群)・緊急避妊薬の備蓄 ・ 健康相談・健康教室の取り組み ・ 地域内禁煙・喫煙器具やタバコの販売の禁止

連携強化加算に関する事項	
連携強化加算	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ・ 第二種指定医療機関の指定 ・ 新興感染症や災害の発生時における体制の整備及び周知 ・ 新興感染症や災害の発生時における手順書の作成及び職員との共有 ・ 災害の被災状況に応じた研修、または地域の協議会、研修または訓練等への参加計画・実施 ・ オンライン服薬指導の整備・セキュリティー全般に対する対応 ・ 要指導医薬品・一般用医薬品の販売

在宅薬学総合加算○に関する事項	
在宅薬学総合加算 1	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出 ・ 緊急時等の開局時間以外の時間における在宅業務に対応できる体制(在宅協力薬局との連携を含む)及び周知 ・ 在宅業務に必要な研修計画の実施、外部の学術研修の受講 ・ 医療材料・衛生材料の供給体制 ・ 麻薬小売業者免許の取得 ・ 在宅患者に対する薬学管理及び指導の実績(年 24 回以上)

医療 DX 推進体制整備加算に関する事項	
医療 DX 推進体制 整備加算	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ・ オンラインによる調剤報酬の請求 ・ オンライン資格確認を行う体制・活用 ・ 電子処方箋により調剤する体制 ・ 電子薬歴による薬剤服用歴の管理体制 ・ 電子カルテ情報共有サービスにより診療時情報を活用する体制 ・ マイナ保険証の利用率が一定割合以上 ・ 医療 DX 推進の体制に関する掲示 ・ サイバーセキュリティの確保のために必要な措置

かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料に関する事項	
かかりつけ薬剤師 指導料及びかかり つけ薬剤師包括管 理料	当薬局には以下の基準を満たす、かかりつけ薬剤師が在籍しています。 ・ 保険薬剤師の経験3年以上 ・ 週 32 時間以上の勤務 ・ 当薬局へ 1 年以上の在籍 ・ 研修認定薬剤師の取得 ・ 医療に係る地域活動の取組への参画 患者さまの「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用していただけよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け付けることで、使用している薬の情報を一元的・継続的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明を行います。

かなめ薬局	管理薬剤師：楠本真也
所在地:奈良県天理市丹波市町 274-3	TEL:0743-63-2030
	FAX:0743-63-2029

要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項

要指導医薬品、一般用医薬品の定義及び解説	医薬品区分		定義及び解説						
	要指導医薬品		下記のイからニに掲げるもののうち、その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであって、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているものであり、かつ、その適正な使用のために薬剤師の対面による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行われることが必要なもの。 イ 再審査を終えていないダイレクトＯＴＣ ロ スイッチ直後品目 ハ 毒薬 ニ 劇薬						
	一般用医薬品	第１類医薬品	その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうちその使用に関し特に注意が必要なものとして厚生労働大臣が指定するもの及びその製造販売の承認の申請に際して薬事法第１４条第８項第１号に該当するとされた医薬品であって当該申請に係る承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過しないもの。（一般用医薬品の中で特にリスクが高い医薬品を指します。）						
		第２類医薬品	その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品（第１類医薬品を除く。）であって厚生労働大臣が指定するもの。（一般用医薬品の中でリスクが比較的高い医薬品を指します。） 第２類医薬品の中で、特別な注意を要するものとして厚生労働大臣が指定するものを「指定第２類医薬品」として区別しています。						
第３類医薬品		第１類医薬品及び第２類医薬品以外の一般用医薬品。（一般用医薬品の中で比較的低リスクが低い医薬品を指します。）							
要指導医薬品、一般用医薬品の表示に関する解説		個々の医薬品については、下記のとおり表示されています。 ○要指導医薬品は、「要指導医薬品」の文字を記載し、枠で囲みます。 ○一般用医薬品は、リスク区分ごとに、「第１類医薬品」「第２類医薬品」「第３類医薬品」の文字を記載し、枠で囲みます。 ○指定第２類医薬品は、２の文字を○（丸枠）又は□（四角枠）で囲みます。 ※要指導医薬品、一般用医薬品の直接の容器又は直接の被包に記載します。また、直接の容器又は直接の被包の記載が外から見えない場合は、外部の容器又は外部の被包にも併せて記載します。							
要指導医薬品、一般用医薬品の情報の提供及び指導等に関する解説、指定第２類医薬品の禁忌の確認・専門家への相談について		要指導医薬品、第１類医薬品、第２類医薬品及び第３類医薬品にあつては、それぞれ情報提供及び指導の義務に差があります。また、対応する専門家も下記のように決まっています。 指定第２類医薬品の購入の際には、薬剤師又は登録販売者から禁忌の確認をさせていただきます。また、必要に応じて相談されることをお勧めします。 登録販売者とは、都道府県の試験に合格した第２類医薬品及び第３類医薬品の販売を担う専門家です。							
		医薬品のリスク分類		情報提供等		相談があつた場合の応答		対応する専門家	
		要指導医薬品		書面で情報提供及び指導		義務		薬剤師	
		一般用医薬品	第１類医薬品	書面で情報提供		義務		薬剤師	
			指定第２類医薬品 第２類医薬品	情報提供は努力義務		義務		薬剤師又は登録販売者	
第３類医薬品	薬事法上定めなし		義務		薬剤師又は登録販売者				
要指導医薬品の陳列等に関する解説		要指導医薬品は、要指導医薬品陳列区画のカウンター内部若しくは鍵をかけた陳列設備に陳列しています。							
一般用医薬品の陳列に関する解説		第１類医薬品は、第１類医薬品陳列区画のカウンター内部若しくは鍵をかけた陳列設備に陳列しています。 指定第２類医薬品は、情報提供を行うための設備から７メートル以内の範囲に陳列しています。 第２類医薬品、第３類医薬品については、それぞれ区別して陳列棚に配置しています。							
医薬品による健康被害の救済に関する制度の解説		〔医薬品副作用被害救済制度〕 医薬品を適正に使用したにもかかわらず副作用により、入院治療程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行う制度です。救済の認定基準や手続きについては、下記にお問合わせください。 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 http://www.pmda.go.jp/index.html 医薬品副作用被害救済制度相談窓口 ０１２０－１４９－９３１ ９：００～１７：００（月～金 祝日・年末年始除く）							
個人情報の適正な取扱いを確保するための措置		医薬品に関する情報提供等で知り得た個人情報は、薬局内で適切に管理させていただき、第三者への提供等はいたしません。ただし、行政当局の要請等で報告の必要があると判断された場合には、情報を提供させていただく場合がございます。							
苦情相談窓口		一般社団法人 奈良県薬剤師会 TEL：０７４４－２２－８４１３ 奈良県薬務・衛生課薬業推進係 TEL：０７４２－２７－８６６４							

療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いに関する揭示義務等

<在宅医療に係る交通費>

患家への移動に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。

なお、自動車を利用した場合は、以下の距離別徴収額を基準とする。

・片道 0～10km 無料

・片道 10km 超 250 円

<薬剤の容器代>

原則として薬局より必要量交付する容器代は頂いておりません。

ただし、患者様の都合・希望に基づき交付する場合は、原則無料分を除いた分
1個につき 50円を徴収

<患家へ調剤した医薬品の持参料>

患者様の都合・希望に基づく医薬品の持参料 上記交通費分を徴収

<希望に基づく甘味剤等の添加>

(治療上の必要性がなく、問題がない場合)

1製剤につき 350 円

<希望に基づく一包化> ※服用時点ごとにまとめて分包する事

(治療上の必要性がなく、問題がない場合)

1週間分につき 350 円 (上限2100円)

<希望に基づく服薬カレンダー・服薬 BOX>

(日付、曜日、服用時点等の別に薬剤を整理することができる資材の提供)

希望により注文販売します 2000～8000 円位(商品により違います)

※服薬カレンダーは在庫あります。2300円

個人情報保護に関する基本方針

1. 基本方針

当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」(以下、「個人情報保護法」)および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(厚生労働省策定。以下、「ガイドライン」)を遵守し、良質な薬局サービスを提供するために、皆様の個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。

2. 具体的な取り組み

当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。

- (1) 個人情報保護法およびガイドラインをはじめ、関連する法令を遵守します。
- (2) 個人情報の取扱いに関するルール(運用管理規定)を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
- (3) 個人情報の適切な保管のために安全管理措置を講じ、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- (4) 個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認し、問題が認められた場合にはこれを改善します。
- (5) 個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- (6) 業務を委託する場合は、委託先に対し、当薬局の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
- (7) 個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。

3. 相談体制

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- (1) 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- (2) 個人情報の開示、訂正、利用停止など(法令により応じられない場合を除く)
- (3) 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- (4) その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合

かなめ薬局

開設者 : 楠本真也

個人情報取扱責任者 : 同上

(お問い合わせ先) : 〒632-0034 奈良県天理市丹波市町 274-3

電話番号 : 0743-63-2030

ファクシミリ : 0743-63-2029

ホームページ : <https://www.kaname-p.com>

Eメール : info@kaname-p.com

指定居宅療養管理指導事業者 運営規程

(事業の目的)

第1条

1. かなめ薬局（指定居宅サービス事業者：以下「当薬局」という）が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、当薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営の方針)

第2条

1. 要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - ・保険薬局であること。
 - ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
 - ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
 - ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
 - ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備及び備品を備えていること。

(従業者の職種、員数)

第3条

1. 従業者について
 - ・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
 - ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
 - ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
2. 管理者について
 - ・常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、当薬局の管理者との兼務を可とする。

(職務の内容)

第4条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および介護支援専門員、必要に応じて他のサービス事業者に報告する。

(営業日および営業時間)

第5条

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。
但し、国民の祝祭日、年末年始（12月28日～1月3日）を除く。
2. 通常、月火水金の 9：00～19：00、木曜日の 9：00～17：00、土曜日9：00～13：00とする。

3. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

(通常の事業の実施地域)

第6条

1. 通常の実施地域は、天理市とその周辺区域とする。

(指定居宅療養管理指導等の内容)

第7条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。

- ・処方せんによる調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
- ・薬剤服用歴の管理
- ・薬剤等の居宅への配送
- ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
- ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
- ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
- ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
- ・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
- ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
- ・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
- ・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
- ・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
- ・在宅医療機器、用具、材料等の供給
- ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
- ・その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

(利用料その他の費用の額)

第8条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービス内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
3. 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。なお、自動車を利用した場合は、以下の距離別徴収額を基準とする。

・片道	～ 10km	無料円
・片道	10km超	250円

(緊急時等における対応方法)

第9条

1. 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(その他運営に関する重要事項)

第10条

1. 当薬局は、社会的使命を十分認識し、従業員の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務体制を整備する。
2. 従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、当薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は令和6年6月1日より施行する。